

東浦町地域学校協働本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第2項に規定する地域学校協働活動（以下「協働活動」という。）を円滑かつ効果的に実施するための地域学校協働本部（以下「協働本部」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 東浦町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、東浦町立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の学校区（以下「学校区」という。）に協働本部を設置する。

(所掌事務)

第3条 協働本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協働活動に係る計画の策定に関すること。
- (2) 協働活動を推進するための体制整備に関すること。
- (3) 協働活動への地域住民等の参画の促進及び活動の質の向上のための理解促進活動に関すること。
- (4) 学校運営協議会における教育活動支援等の協議に基づいた学校の要望に応じて行う活動に関すること。
- (5) 協働活動の評価に関すること。
- (6) その他協働本部が必要と認めること。

(組織)

第4条 協働本部は、協働本部の目的に賛同し、協働活動を行うことができる者で組織する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協働本部の設置及び運営に関し必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月27日から施行する。